

発行登録追補目論見書

平成 19 年 4 月

本書は証券取引法第 27 条の 30 の 2 に規定する開示用電子情報処理組織 (EDINET) を使用して平成 19 年 4 月 26 日に提出した発行登録追補書類のデータに目次及び頁を付して出力・印刷した発行登録追補目論見書であります。

住友信託銀行株式会社

【表紙】

【発行登録追補書類番号】	19-関東39- 1
【提出書類】	発行登録追補書類
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成19年 4月26日
【会社名】	住友信託銀行株式会社
【英訳名】	The Sumitomo Trust and Banking Company, Limited
【代表者の役職氏名】	取締役社長 森 田 豊
【本店の所在の場所】	大阪市中央区北浜四丁目 5番33号
【電話番号】	大阪6220局2121番 (大代表)
【事務連絡者氏名】	本店総括部主任調査役 垣 内 義 弘
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 4番 4号
【電話番号】	東京3286局1111番 (大代表)
【事務連絡者氏名】	管理部副部長 朝 日 清 満
【発行登録の対象とした募集有価証券の種社債 類】	
【今回の募集金額】	第7回無担保社債(10年債) 49,965百万円 第8回無担保社債(20年債) 9,992百万円 計 59,957百万円

【発行登録書の内容】

提出日	平成19年 3月20日
効力発生日	平成19年 3月28日
有効期限	平成21年 3月27日
発行登録番号	19-関東39
発行予定額(円)	200,000,000,000

【これまでの募集実績】

番号	提出年月日	募集金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
—	—	—	—	—
実績合計額(円)		なし (なし)	減額総額(円)	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

【残額】 (発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 200,000百万円
(200,000百万円)

(注) 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

【安定操作に関する事項】

該当事項なし

【縦覧に供する場所】

当社東京営業部

(東京都千代田区丸の内一丁目4番4号)

当社神戸支店

(神戸市中央区御幸通八丁目1番6号)

当社横浜支店

(横浜市西区南幸一丁目14番10号)

当社名古屋支店

(名古屋市中区栄四丁目1番1号)

当社千葉支店

(千葉市中央区富士見一丁目1番15号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

目 次

	頁
第一部 【証券情報】	1
第1 【募集要項】	1
1 【新規発行社債（短期社債を除く。）（10年債）】	1
2 【社債の引受け及び社債管理の委託（10年債）】	4
3 【新規発行社債（短期社債を除く。）（20年債）】	5
4 【社債の引受け及び社債管理の委託（20年債）】	9
5 【新規発行による手取金の使途】	9
第2 【売出要項】	10
第3 【その他の記載事項】	11
第二部 【参照情報】	12
第1 【参照書類】	12
第2 【参照書類の補完情報】	12
第3 【参照書類を縦覧に供している場所】	14
第三部 【保証会社等の情報】	14
・「参照方式」の利用適格要件を満たしている事を示す書面	15
・事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	16

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行社債(短期社債を除く。)(10年債)】

銘柄	住友信託銀行株式会社第7回無担保社債(劣後特約付)
記名・無記名の別	該当事項なし
券面総額又は振替社債の総額(円)	金50,000,000,000円
各社債の金額(円)	金1億円
発行価額の総額(円)	金49,965,000,000円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金99円93銭
利率(%)	年1.95%
利払日	毎年5月10日及び11月10日
利息支払の方法	<p>1 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還すべき日（以下「償還期日」という。）までこれをつけ、平成19年11月10日を第1回の利息を支払うべき日（以下「支払期日」という。）としてその日までの分を支払い、その後毎年5月10日及び11月10日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。ただし、半か年に満たない利息を計算するときは、その半か年間の日割でこれを計算する。計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。</p> <p>(2) 支払期日が銀行休業日にあたるときは、支払はその前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 債還期日後は本社債には利息をつけない。</p> <p>(4) 本社債の利息の支払については、本項のほか、別記(注)4に定める劣後特約に従う。</p> <p>2 利息の支払場所</p> <p>別記「(注)10 元利金の支払」記載のとおり。</p>
償還期限	平成29年5月10日
償還の方法	<p>1 債還金額</p> <p>各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2 債還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、平成29年5月10日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 本社債の償還期日が銀行休業日にあたるときは、支払はその前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関・登録機関」に定める振替機関が別途定める場合を除き、いつでも金融庁の事前承認を得たうえでこれを行うことができる。</p> <p>(4) 本社債の償還については、本項のほか、別記(注)4に定める劣後特約に従う。</p> <p>3 債還元金の支払場所</p> <p>別記「(注)10 元利金の支払」記載のとおり。</p>

募集の方法	国内における一般募集	
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金99円93銭とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。	
申込期間	平成19年4月26日	
申込取扱場所	別項引受証券会社の本店及び国内各支店	
払込期日	平成19年5月10日	
振替機関・登録機関	振替機関 株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号	
担保	本社債には物上担保ならびに保証は付されておらず、また特に留保されている資産はない。	
財務上の特約(担保提供制限)	本社債には一切の財務上の特約を付さない。	
財務上の特約(その他の条項)	本社債には一切の財務上の特約を付さない。	
取得格付	1 取得格付 2 指定格付機関の名称 3 格付の取得日	A+ (シングルAプラス) 株式会社日本格付研究所 平成19年4月26日
	本格付の取得に際して付された条件はない。	

(注) 1 振替社債

本社債は、その全部について社債等の振替に関する法律（以下「社振法」という。）第66条第2号の規定に基づき社振法の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社振法第67条第1項の規定に基づき社債券を発行することができない。

2 社債管理者の不設置

本社債は、会社法第702条ただし書きの要件を充たすものであり、本社債の管理を行う社債管理者は設置されていない。

3 期限の利益喪失に関する特約

- (1) 本社債は期限の利益喪失に関する特約を付さない。
- (2) 本社債の社債権者は、会社法第739条に基づく決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはない。

4 劣後特約

- (1) 本社債の償還及び利息の支払は、当社に関し、破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれに準ずる手続が外国において行われる場合に、以下の規定に従って行われる。

①破産の場合

本社債の社債要項に定められた元利金の弁済期限以前において、当社について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

その破産手続の最後配当のための配当表（更正された場合は、更正後のもの。）に記載された最後配当の手続に参加することができる債権のうち、本社債に基づく債権及び本(注)4(1)①ないし④と実質的に同じ条件（ただし、本(注)4(1)③を除き本(注)4(1)と実質的に同じ条件を付された債権を含む。）を付された債権を除くすべての債権が、各中間配当、最後配当、追加配当、その他法令によって認められる全ての配当によって、その債権額につき全額の満足（配当、供託を含む。）を受けたこと。

②会社更生の場合

本社債の社債要項に定められた元利金の弁済期限以前において、当社について会社更生手続開始の決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当社について、更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された債権のうち、本社債に基づく債権及び本(注)4(1)①ないし④と実質的に同じ条件（ただし、本(注)4(1)③を除き本(注)4(1)と実質的に同じ条件を付された債権を含む。）を付された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

③民事再生の場合

本社債の社債要項に定められた元利金の弁済期限以前において、当社について民事再生手続開始の決定がなされ、かつ簡易再生または同意再生の決定がなされることなく民事再生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当社について再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された債権のうち、本社債に基づく債権及び本(注)4(1)①ないし④と実質的に同じ条件（ただし、本(注)4(1)③を除き本(注)4(1)と実質的に同じ条件を付された債権を含む。）を付された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

④当社について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれに準ずる手続が外国において本(注)4(1)①ないし③に準じて行われる場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、その手続において本(注)4(1)①ないし③の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生する。ただし、その手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、当該条件に係ることなく発生する。

(2) 本社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更してはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。この場合に、上位債権者とは、当社に対し、本社債及び本(注)4(1)①ないし④と実質的に同じ条件（ただし、本(注)4(1)③を除き本(注)4(1)と実質的に同じ条件を付された債権を含む。）を付された債権を除く債権を有するすべての者をいう。

(3) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が、本(注)4(1)①ないし④に従って発生していないにもかかわらず、その元利金の全部または一部が社債権者に支払われた場合には、その支払は無効とし、社債権者はその受領した元利金をただちに当社に返還する。

(4) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が、本(注)4(1)①ないし④に従ってそれぞれ定められた条件が成就したときに発生するものとされる場合、当該条件が成就するまでの間は、本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

(5) 本(注)4(1)の規定により、当社について破産手続が開始されたとすれば、当該破産手続における本社債の元利金の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする。

5 社債権者に通知する場合の公告

本社債に関して社債権者に通知する場合の公告は、法令に別段の定めがあるものを除いては、当社の定款所定の新聞紙に掲載する。

6 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

7 社債要項の変更

(1) 本社債の社債要項に定められた事項（ただし、本(注)9の発行代理人及び支払代理人を除く。）の変更は、本(注)4(2)の規定に反しない範囲で、法令に定めがあるときは除き、社債権者集会の決議を要するものとし、さらに当該決議に係る裁判所の認可を必要とする。

(2) 本(注)7(1)の社債権者集会の決議録は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。

8 社債権者集会

(1) 本社債及び本社債と同一の種類（会社法第681条第1項に規定する種類をいう。）の社債（以下「本種類の社債」という。）の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに本種類の社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。

(2) 本種類の社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。

(3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債についての各社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、当社に対し、本種類の社債に関する社振法第86条第3項に定める書面を提示したうえ、本種類の社債の社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。

9 発行代理人及び支払代理人

住友信託銀行株式会社

10 元利金の支払

本社債に係る元利金は、社振法及び別記「振替機関・登録機関」に定める振替機関の業務規程その他の規則等に従って支払われる。

2 【社債の引受け及び社債管理の委託(10年債)】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
大和証券エスエムビーシー株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号	30,000	1 引受人は本社債の全額につき連帶して買取引受を行う。 2 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金45銭とする。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	17,500	
UBS証券会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	2,500	
計	—	50,000	—

(2) 【社債管理の委託】

該当事項なし

3 【新規発行社債(短期社債を除く。)(20年債)】

銘柄	住友信託銀行株式会社第8回無担保社債(劣後特約付)
記名・無記名の別	該当事項なし
券面総額又は振替社債の総額(円)	金10,000,000,000円
各社債の金額(円)	金1億円
発行価額の総額(円)	金9,992,000,000円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金99円92銭
利率(%)	年2.49%
利払日	毎年5月10日及び11月10日
利息支払の方法	<p>1 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還すべき日（以下「償還期日」という。）までこれをつけ、平成19年11月10日を第1回の利息を支払うべき日（以下「支払期日」という。）としてその日までの分を支払い、その後毎年5月10日及び11月10日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。ただし、半か年に満たない利息を計算するときは、その半か年間の日割でこれを計算する。計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。</p> <p>(2) 支払期日が銀行休業日にあたるときは、支払はその前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 債還期日後は本社債には利息をつけない。</p> <p>(4) 本社債の利息の支払については、本項のほか、別記(注)4に定める劣後特約に従う。</p> <p>2 利息の支払場所</p> <p>別記「(注)10 元利金の支払」記載のとおり。</p>
償還期限	平成39年5月10日
償還の方法	<p>1 債還金額</p> <p>各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2 債還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、平成39年5月10日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 本社債の償還期日が銀行休業日にあたるときは、支払はその前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関・登録機関」に定める振替機関が別途定める場合を除き、いつでも金融庁の事前承認を得たうえでこれを行うことができる。</p> <p>(4) 本社債の償還については、本項のほか、別記(注)4に定める劣後特約に従う。</p> <p>3 債還元金の支払場所</p> <p>別記「(注)10 元利金の支払」記載のとおり。</p>
募集の方法	国内における一般募集

申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金99円92銭とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。	
申込期間	平成19年4月26日	
申込取扱場所	別項引受証券会社の本店及び国内各支店	
払込期日	平成19年5月10日	
振替機関・登録機関	<p>振替機関 株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号</p>	
担保	本社債には物上担保ならびに保証は付されておらず、また特に留保されている資産はない。	
財務上の特約(担保提供制限)	本社債には一切の財務上の特約を付さない。	
財務上の特約(その他の条項)	本社債には一切の財務上の特約を付さない。	
取得格付	1 取得格付 2 指定格付機関の名称 3 格付の取得日	A+ (シングルAプラス) 株式会社日本格付研究所 平成19年4月26日 本格付の取得に際して付された条件はない。

(注) 1 振替社債

本社債は、その全部について社債等の振替に関する法律（以下「社振法」という。）第66条第2号の規定に基づき社振法の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社振法第67条第1項の規定に基づき社債券を発行することができない。

2 社債管理者の不設置

本社債は、会社法第702条ただし書きの要件を充たすものであり、本社債の管理を行う社債管理者は設置されていない。

3 期限の利益喪失に関する特約

- (1) 本社債は期限の利益喪失に関する特約を付さない。
- (2) 本社債の社債権者は、会社法第739条に基づく決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはない。

4 労後特約

- (1) 本社債の償還及び利息の支払は、当社に関し、破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれに準ずる手続が外国において行われる場合に、以下の規定に従って行われる。

①破産の場合

本社債の社債要項に定められた元利金の弁済期限以前において、当社について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

その破産手続の最後配当のための配当表（更正された場合は、更正後のもの。）に記載された最後配当の手続に参加することができる債権のうち、本社債に基づく債権及び本(注)4(1)①ないし④と実質的に同じ条件（ただし、本(注)4(1)③を除き本(注)4(1)と実質的に同じ条件を付された債権を含む。）を付された債権を除くすべての債権が、各中間配当、最後配当、追加配当、その他法令によって認められる全ての配当によって、その債権額につき全額の満足（配当、供託を含む。）を受けたこと。

②会社更生の場合

本社債の社債要項に定められた元利金の弁済期限以前において、当社について会社更生手続開始の決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当社について、更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された債権のうち、本社債に基づく債権及び本(注)4(1)①ないし④と実質的に同じ条件（ただし、本(注)4(1)③を除き本(注)4(1)と実質的に同じ条件を付された債権を含む。）を付された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

③民事再生の場合

本社債の社債要項に定められた元利金の弁済期限以前において、当社について民事再生手続開始の決定がなされ、かつ簡易再生または同意再生の決定がなされることなく民事再生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当社について再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された債権のうち、本社債に基づく債権及び本(注)4(1)①ないし④と実質的に同じ条件（ただし、本(注)4(1)③を除き本(注)4(1)と実質的に同じ条件を付された債権を含む。）を付された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

④当社について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれに準ずる手続が外国において本(注)4(1)①ないし③に準じて行われる場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、その手続において本(注)4(1)①ないし③の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生する。ただし、その手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、当該条件に係ることなく発生する。

- (2) 本社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更してはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。この場合に、上位債権者とは、当社に対し、本社債及び本(注)4(1)①ないし④と実質的に同じ条件（ただし、本(注)4(1)③を除き本(注)4(1)と実質的に同じ条件を付された債権を含む。）を付された債権を除く債権を有するすべての者をいう。
- (3) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が、本(注)4(1)①ないし④に従って発生していないにもかかわらず、その元利金の全部または一部が社債権者に支払われた場合には、その支払は無効とし、社債権者はその受領した元利金をただちに当社に返還する。
- (4) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が、本(注)4(1)①ないし④に従ってそれぞれ定められた条件が成就したときに発生するものとされる場合、当該条件が成就するまでの間は、本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。
- (5) 本(注)4(1)の規定により、当社について破産手続が開始されたとすれば、当該破産手続における本社債の元利金の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする。

5 社債権者に通知する場合の公告

本社債に関して社債権者に通知する場合の公告は、法令に別段の定めがあるものを除いては、当社の定款所定の新聞紙に掲載する。

6 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

7 社債要項の変更

- (1) 本社債の社債要項に定められた事項（ただし、本(注)9の発行代理人及び支払代理人を除く。）の変更は、本(注)4(2)の規定に反しない範囲で、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要するものとし、さらに当該決議に係る裁判所の認可を必要とする。
- (2) 本(注)7(1)の社債権者集会の決議録は、本社債の社債要項と一緒にをなすものとする。

8 社債権者集会

- (1) 本社債及び本社債と同一の種類（会社法第681条第1項に規定する種類をいう。）の社債（以下「本種類の社債」という。）の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに本種類の社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債についての各社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社

債権者は、当社に対し、本種類の社債に関する社債法第86条第3項に定める書面を提示したうえ、本種類の社債の社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。

9 発行代理人及び支払代理人

住友信託銀行株式会社

10 元利金の支払

本社債に係る元利金は、社債法及び別記「振替機関・登録機関」に定める振替機関の業務規程その他の規則等に従って支払われる。

4 【社債の引受け及び社債管理の委託(20年債)】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
大和証券エスエムビーシー株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号	6,000	1 引受人は本社債の全額につき連帯して買取引受を行う。 2 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金55銭とする。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	3,500	
UBS証券会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	500	
計	—	10,000	—

(2) 【社債管理の委託】

該当事項なし

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
59,957	310	59,647

(注) 上記の金額は、第7回無担保社債及び第8回無担保社債の合計金額である。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額59,647百万円は、長期的投資資金及び一般運転資金に充当する予定であります。

第2 【売出要項】

該当事項なし

第3 【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等証券取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第135期(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日) 平成18年6月30日
関東財務局長に提出

2 【半期報告書】

事業年度 第136期中(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日) 平成18年12月22日
関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成19年4月26日）までに、証券取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号及び同項第6号の2の規定に基づく臨時報告書を平成18年12月26日に関東財務局長に提出

4 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成19年4月26日）までに、証券取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成19年3月5日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本発行登録追補書類提出日(平成19年4月26日)までの間ににおいて生じた変更その他の事由は以下の通りであります。変更箇所は_____で示しております。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

(変更前)

(前略)

(9) 自己資本比率が悪化するリスク

当社は、海外営業拠点を有しておりますので、連結自己資本比率及び単体自己資本比率を、「銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件」(平成5年大蔵省告示第55号)に定められる国際統一基準である8%以上に維持する必要があります。当社の自己資本比率が要求される水準を下回った場合には、金融庁長官からその水準に応じて、経営改善計画の提出から業務の全部又は一部の停止までを含む様々な命令を受けることとなります。

また、銀行の新たな自己資本比率規制(いわゆるバーゼルⅡ)においては、現行の規制と比較して、自己資本比率算定の分母を構成する信用リスクアセットの算定区分がより精緻化されるとともに、事務事故や不正行為等から生じるオペレーションリスクについても新たに比率算定の分母に加えられることとなっております。バーゼルⅡが導入された場合には、規制の内容や当社グループの状況によっては、自己資本比率が低下する恐れがあります。

(変更後)

(前略)

(9) 自己資本比率が悪化するリスク

当社は、海外営業拠点を有しておりますので、連結自己資本比率及び単体自己資本比率を、「銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件」(平成5年大蔵省告示第55号)に定められる国際統一基準である8%以上に維持する必要があります。当社の自己資本比率が要求される水準を下回った場合には、金融庁長官からその水準に応じて、経営改善計画の提出から業務の全部又は一部の停止までを含む様々な命令を受けることとなります。

(変更前)

(前略)

(13) 一部レボ取引に係る課税認定について当社の主張が認められないリスク

当社は、過去に海外市場で行ったレボ取引の一部について、当社に源泉所得税の徴収義務があったとして平成14年に源泉所得税の納税告知及び不納付加算税賦課決定処分(以下「本件処分」という)を受けましたが、当社としては、本件処分は法的根拠を欠くものと判断し、6,316百万円を納付、仮払金に計上の上で、所轄税務署長への異議申立手続を経て、国税不服審判所長宛審査請求を行い、本件処分の適否を争ってまいりました。

本件審査請求について、平成17年2月22日付で国税不服審判所から棄却の裁決があったことから、平成17年3月31日、国および麹町税務署長を相手方として、誤納金返還および本件処分の取消を求める訴訟を東京地方裁判所に提起いたしました。今後の法的手段によても当社の主張が認められない場合には、経営成績や財政状態に悪影響を及ぼす恐れがあります。

(変更後)

(前略)

(13)一部レポ取引に係る課税認定について当社の主張が認められないリスク

当社は、過去に海外市場で行ったレポ取引の一部について、当社に源泉所得税の徴収義務があったとして平成14年に源泉所得税の納税告知及び不納付加算税賦課決定処分（以下「本件処分」という）を受けましたが、当社としては、本件処分は法的根拠を欠くものと判断し、6,316百万円を納付、仮払金に計上の上で、所轄税務署長への異議申立手続を経て、国税不服審判所長宛審査請求を行い、本件処分の適否を争ってまいりました。

本件審査請求について、平成17年2月22日付で国税不服審判所から棄却の裁決があったことから、平成17年3月31日、国および麹町税務署長を相手方として、誤納金返還および本件処分の取消を求める訴訟を東京地方裁判所に提起し、平成19年4月17日に当社の請求を認容する判決を受領いたしました。国が控訴して訴訟が継続する場合、今後の法的手続によって当社の主張が認められないときは、経営成績や財政状態に悪影響を及ぼす恐れがあります。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

当社本店

（大阪市中央区北浜四丁目5番33号）

当社東京営業部

（東京都千代田区丸の内一丁目4番4号）

当社神戸支店

（神戸市中央区御幸通八丁目1番6号）

当社横浜支店

（横浜市西区南幸一丁目14番10号）

当社名古屋支店

（名古屋市中区栄四丁目1番1号）

当社千葉支店

（千葉市中央区富士見一丁目1番15号）

株式会社大阪証券取引所

（大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第三部 【保証会社等の情報】

該当事項なし

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会 社 名	住友信託銀行株式会社
代表者の役職氏名	取締役社長 森 田 豊

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
- 2 当社の発行する株券は、東京、大阪証券取引所に上場されております。
- 3 当社の発行済株券は、3年平均上場時価総額が250億円以上であります。

1,573,474 百万円

(参考)

(平成16年9月30日の上場時価総額)

東京証券取引所に 発行済株式総数
における最終価格

652 円 × 1,672,147,956 株 = 1,090,240 百万円

(平成17年9月30日の上場時価総額)

東京証券取引所に 発行済株式総数
における最終価格

934 円 × 1,672,147,956 株 = 1,561,786 百万円

(平成18年9月29日の上場時価総額)

東京証券取引所に 発行済株式総数
における最終価格

1,236 円 × 1,673,460,956 株 = 2,068,397 百万円

(注) 平成18年9月30日は取引休業日のため、その直前取引日である、平成18年9月29日の東京証券取引所における最終価格で計算しております。

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

1. 事業内容の概要

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、信託銀行業を中心に、リース、クレジットカード、ベンチャーキャピタル、投信委託などの金融サービスならびに住宅仲介、シンクタンクなどに至る幅広いサービスの提供を行っております。グループ会社のうち、連結子会社は34社、持分法適用関連会社は7社（平成19年3月31日現在）であります。

当社グループの事業に係わる位置付け及び事業の種類別セグメントにつきましては、次のとおりであります。

事業の種類別セグメント	所在地	主要な会社名
銀行信託事業	国内	住友信託銀行株式会社（本店ほか支店50か店、出張所9か店） 連結子会社8社、持分法適用関連会社5社 【主要な会社名】 ○住信振興株式会社 ○住信保証株式会社 ○住信ビジネスサービス株式会社 ○日本TAソリューション株式会社 ○住信情報サービス株式会社 △日本ベンション・オペレーション・サービス株式会社 △人事サービス・コンサルティング株式会社 △日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 △日本トラスティ情報システム株式会社
	海外	住友信託銀行株式会社（支店4か店） 連結子会社8社 【主要な会社名】 ○The Sumitomo Trust Finance (H.K.) Ltd. ○Sumitomo Trust and Banking (Luxembourg) S.A. ○STB Preferred Capital (Cayman) Ltd. ○Sumitomo Trust and Banking Co. (U.S.A.) ○STB Preferred Capital 2(Cayman) Ltd. ○STB Preferred Capital 3(Cayman) Ltd.
リース事業	国内	連結子会社5社 【主要な会社名】 ○住信リース株式会社 ○住信・松下フィナンシャルサービス株式会社
金融関連事業	国内	連結子会社9社、持分法適用関連会社2社 【主要な会社名】 ○ファーストクレジット株式会社 ○すみしんウェルスパートナーズ株式会社 ○住信不動産投資顧問株式会社 ○すみしんライフカード株式会社 ○住信カード株式会社 ○住信インベストメント株式会社 ○住信アセットマネジメント株式会社 ○株式会社住信基礎研究所 ○すみしん不動産株式会社 △ビジネクスト株式会社

		△トップリート・アセットマネジメント株式会社
	海外	連結子会社 4 社 【主要な会社名】 ○STB Omega Investment Ltd.

- (注) 1. ○は連結子会社、△は持分法適用関連会社であります。
 2. 住信リース株式会社の子会社化にともない、事業の種類別セグメントの見直しを行った結果、事業の種類別セグメントにリース事業を追加しております。

2. 主要な経営指標等の推移

(1) 連結

		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
		(自平成13年 4月1日 至平成14年 3月31日)	(自平成14年 4月1日 至平成15年 3月31日)	(自平成15年 4月1日 至平成16年 3月31日)	(自平成16年 4月1日 至平成17年 3月31日)	(自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日)
連結経常収益	百万円	715,867	562,687	498,256	500,949	789,875
うち連結信託報酬	百万円	80,421	71,382	76,401	71,316	68,900
連結経常利益 (△は連結経常損失)	百万円	△56,764	△66,159	135,690	134,161	171,949
連結当期純利益 (△は連結当期純損失)	百万円	△42,480	△72,967	79,629	96,865	100,069
連結純資産額	百万円	659,647	627,830	802,029	909,726	1,117,991
連結総資産額	百万円	16,704,021	15,779,764	15,371,378	15,908,374	20,631,938
1株当たり純資産額	円	386.86	361.44	481.03	545.98	668.38
1株当たり当期純利益 (△は1株当たり 当期純損失)	円	△29.87	△50.80	53.98	59.86	59.91
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	—	—	48.32	58.07	59.87
連結自己資本比率 (国際統一基準)	%	10.86	10.48	12.45	12.50	10.90
連結自己資本利益率	%	—	—	12.60	11.83	9.86
連結株価収益率	倍	—	—	12.83	11.67	22.73
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△928,658	△1,401,338	△9,256	324,362	1,804,932
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	1,331,933	1,340,216	17,498	△743,034	△1,291,109
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	13,457	△118,838	28,618	54,972	22,745
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	664,515	481,726	516,251	152,132	691,450
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	6,975 [1,225]	6,918 [1,329]	6,850 [1,427]	7,058 [1,749]	8,650 [2,456]
信託財産額	百万円	49,891,577	52,616,131	51,889,165	52,645,509	61,669,866

- (注) 1. 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 平成13年度の1株当たり純資産額は、期末連結純資産額から「期末発行済優先株式数×発行価額」を控除した金額を、期末発行済普通株式数(「自己株式」を除く)で除して算出しております。
3. 平成13年度の1株当たり当期純損失は、連結当期純損失から該当期の優先株式配当金総額を控除した金額を、期中平均発行済普通株式数(「自己株式」を除く)で除して算出しております。
4. 平成14年度から、「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益(又は当期純損失)」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」(以下、「1株当たり情報」という)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、平成13年度及び平成14年度は当期純損失が計上されているため記載しておりません。
6. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき作成しております。なお、当社は国際統一基準を採用しております。
7. 連結自己資本利益率については、平成13年度及び平成14年度は当期純損失が計上されているため記載しておりません。
8. 連結株価収益率については、平成13年度及び平成14年度は当期純損失が計上されているため記載しておりません。
9. 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係るものを記載しております。なお、連結会社のうち、該当する信託業務を営む会社は当社1社です。

(2) 単体

回次		第131期	第132期	第133期	第134期	第135期
決算年月		平成14年3月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月
経常収益	百万円	577,972	546,764	478,733	478,474	558,127
うち信託報酬	百万円	80,421	71,382	76,401	71,316	68,900
経常利益 (△は経常損失)	百万円	△67,651	△68,390	122,110	120,587	148,293
当期純利益 (△は当期純損失)	百万円	△42,207	△56,565	73,928	84,700	88,497
資本金	百万円	284,053	287,015	287,018	287,053	287,283
発行済株式総数 普通株式 優先株式	千株	1,452,247 125,000	1,464,097 125,000	1,516,382 93,570	1,672,147 —	1,672,892 —
純資産額	百万円	651,997	638,503	808,432	903,013	1,096,049
総資産額	百万円	16,778,313	15,869,541	15,472,846	16,018,584	20,371,732
預金残高	百万円	8,141,452	8,689,399	8,758,651	9,095,353	10,316,161
貸出金残高	百万円	8,918,757	9,168,024	8,887,978	9,035,826	10,352,598
有価証券残高	百万円	5,069,781	3,468,066	3,636,250	4,587,448	5,938,057
1株当たり純資産額	円	381.57	368.76	485.27	541.95	655.26
1株当たり配当額 普通株式 優先株式 (内1株当たり中間配当額) (普通株式) (優先株式)	円 (円)	5.00 6.08 (—) (—)	3.00 6.08 (—) (—)	6.00 6.08 (—) (—)	12.00 — (—) (—)	12.00 — (6.00) (—)
1株当たり当期純利益 (△は1株当たり 当期純損失)	円	△29.68	△39.49	50.09	52.34	52.98
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	—	—	44.86	50.77	52.94
単体自己資本比率 (国際統一基準)	%	10.84	10.62	12.56	12.58	11.62
自己資本利益率	%	—	—	11.53	10.34	8.84
株価収益率	倍	—	—	13.83	13.35	25.70
配当性向	%	—	—	11.97	22.92	22.64
従業員数 (外、平均臨時従業員数)	人	5,079 [708]	5,041 [746]	5,008 [770]	5,129 [1,032]	5,304 [1,226]
信託財産額	百万円	49,891,577	52,616,131	51,889,165	52,645,509	61,669,866
信託勘定貸出金残高	百万円	1,972,582	1,761,904	1,132,607	912,294	755,381
信託勘定有価証券残高	百万円	3,433,949	4,476,065	5,796,846	6,717,120	7,725,066

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 第131期(平成14年3月)の1株当たり純資産額は、期末純資産額から「期末発行済優先株式数×発行価額」を控除した金額を、期末発行済普通株式数で除して算出しております。
3. 第135期(平成18年3月)中間配当についての取締役会決議は平成17年11月21日に行いました。
4. 第131期(平成14年3月)の1株当たり当期純損失は、当期純損失から該当期の優先株式配当金総額を控除した金額を、期中平均発行済普通株式数で除して算出しております。
5. 第131期(平成14年3月)から自己株式について資本に対する控除項目とされたことから、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益(又は当期純損失)及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、それぞれ発行済株式数から自己株式数を控除して計算しております。
6. 第132期(平成15年3月)から、「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益(又は当期純損失)」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」(以下、「1株当たり情報」という)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
7. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第131期(平成14年3月)及び第132期(平成15年3月)は当期純損失が計上されているため記載しておりません。
8. 自己資本利益率については、第131期(平成14年3月)及び第132期(平成15年3月)は当期純損失が計上されているため記載しておりません。
9. 株価収益率については、第131期(平成14年3月)及び第132期(平成15年3月)は当期純損失が計上されているため記載しておりません。
10. 配当性向については、第131期(平成14年3月)及び第132期(平成15年3月)は当期純損失が計上されているため記載しておりません。